企画総務委員会資料
平成 28 年 9 月 12 日
企画経営部情報課

地域ＢＷＡ無線局の免許申請に伴う協定の締結について

1　地域ＢＷＡシステム

地域広帯域移動無線アクセス（地域ＢＷＡ：ブロードバンド・ワイアレス・アクセス）システムは、総務省が導入した電気通信業務用の無線システムで、公共サービスの向上や条件不利地域の解消など、地域の公共の福祉の増進への寄与を目的としている。

地域ＢＷＡシステムは、サービス区域が１市町村の一定範囲に限られ、専用の周波数を使用するため、災害時の通信集中による障害が起こりにくく、高速データ通信が可能で、公共サービスの向上にも活用できる通信基盤の一つである。

2　地域ＢＷＡの免許申請に伴う地元自治体との連携

地域ＢＷＡシステムを構築し、電気通信業務を行おうとする事業者は、総務省に申請し、無線局免許を取得しなければならない。地域ＢＷＡの免許申請は、携帯電話事業者や全国的な高速データ通信事業者等を対象外としている。

また、免許申請の前に、どのような地域公共サービスを行うか検討するとともに、地元市区町村との連携を明確化するため、免許申請時に「地域の公共サービスに係る市区町村の事業計画」及び「免許主体と市区町村長との間で締結した協定書等」を添付するよう求めている。

3　目黒区商店街連合会からの協力依頼

目黒区商店街連合会では、商店街のイベント情報など、商店街の活性化に寄与するための情報発信を検討しており、その中で、公共サービスや区内の全商店街で活用できる地域ＢＷＡシステムの導入が効果的と考えていることから、本区に協力要請があった。

（1）地域ＢＷＡシステムを活用した目黒区商店街連合会の事業展開の主旨

①店舗案内、商品紹介、イベント情報を発信し、集客力向上等に寄与するなど、商店街活性化の一つの対策として、各商店街において活用する商業利用の実施。

②災害等が発生した際、商店街やその周辺を訪れて帰宅困難になったお客様に対し、避難所や電車の運行情報など、適切な避難誘導に寄与する情報発信の実施。

（2）免許申請予定事業者

目黒区商店街連合会は、これまで、同商店街連合会のデータ処理等で実績のあるジャスパス株式会社（会社概要 別紙1）を地域ＢＷＡ無線局の免許取得申請の事業者として推薦している。

4　防災・観光情報への活用可能性

地域ＢＷＡシステムは、通信の集中による障害が起こりにくい特性があり、災害時でも、高速データ通信が可能な環境を確保し、避難情報等を発信することが可能である。

また、平常時には、商店街活性化の手段として活用出来るとともに、公衆無線ＬＡＮサービスとして利用することも可能である。地域ＢＷＡシステムは、無線通信のため、おまつりなどのイベント会場周辺や公園など固定系回線を引き込みにくい場所に、Ｗｉｆｉスポットを設置して、サービス提供することも可能となる。（公衆無線LANイメージ図参照）

5　協定の締結について

本区では、今年３月に改定した目黒区情報化推進計画において、ＩＣＴの進展に応じて具体化を検討する情報化施策の一つとして「高速データ通信サービスの普及による地域情報化」（別紙２）を位置づけている。また、高速データ通信基盤の例示として地域ＢＷＡシステムに触れ、高速データ通信基盤を有効活用した公共サービスの提供については、今後の検討課題としている。

「協定書等」については、想定される公共サービスの内容等が未確定のため、現時点では、区が地域ＢＷＡを活用して公共サービスを直ちに実施する予定はないが、通信基盤が整備されることについては、産業振興の支援、防災・観光情報の発信という点で有意義であることから、区の費用負担等がない内容で、上記３（２）に示す電気通信業務を行おうとする事業者と協定を締結することとする。

6　協定書

別紙３のとおり

7　今後の予定

平成 28 年　9 月　　　　　協定書締結

以　　　上

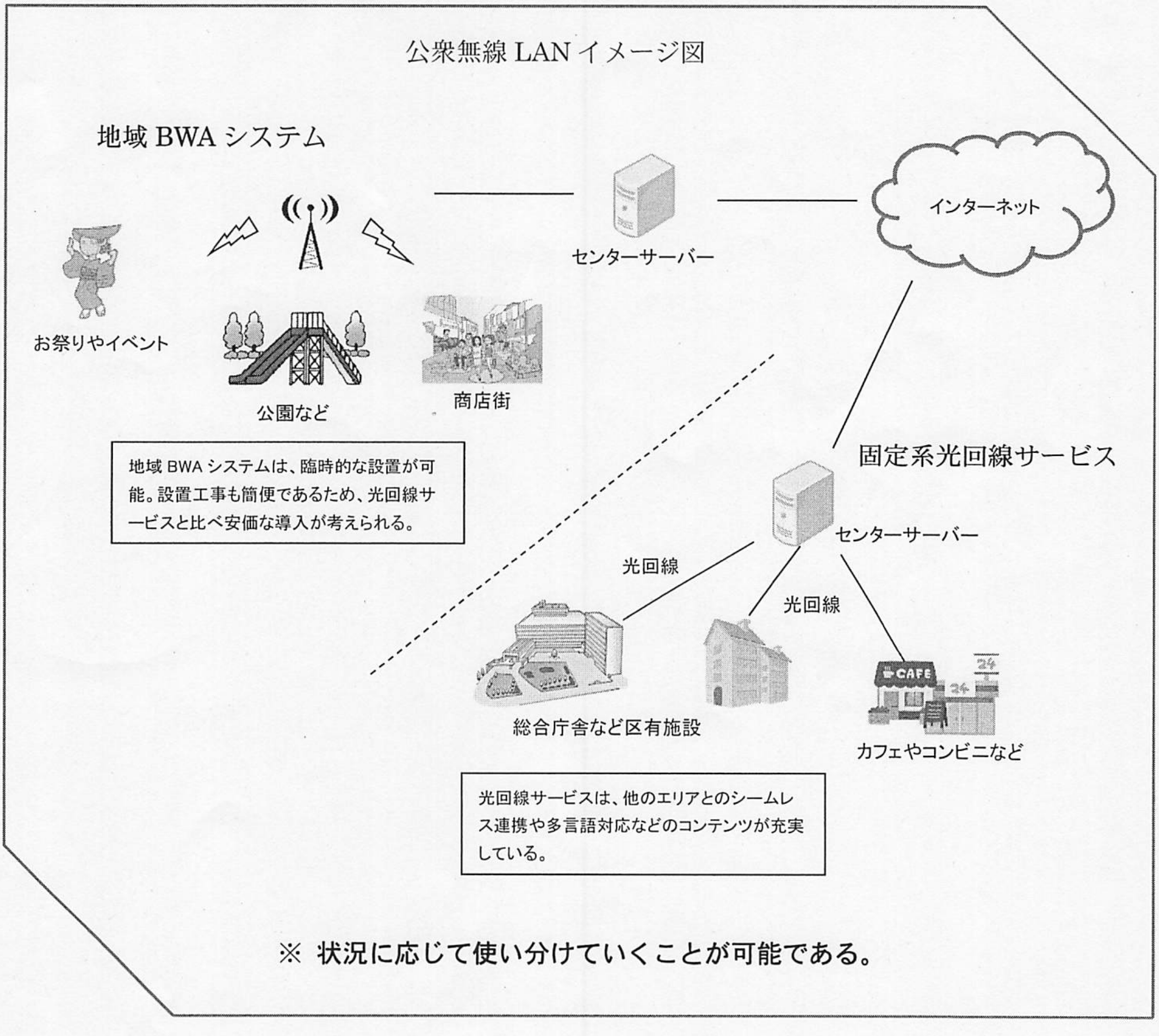

別紙1

JASPAS株式会社

会社概要

社名 JASPAS株式会社（ジャスパス株式会社）

(Japan All Settlements and Payments of Service provider)

設立年月日 2008年2月29日

代表取締役 渡邉　靖和（わたなべ　やすかず）

資本金 1億円

所在地　東京都目黒区自由が丘1-29-16

主要業務　クレジット・電子マネー等の決済、口座振替サービスの提供、及びシステム運用業務等

沿革

2008年 JASPAS株式会社設立、J-SPIRITと連携し、決済・ポイントシステムのASPによる提供開始

○自由が丘商店街からスタートした決算システムを、広く全国に提供するための事業会社として設立

複数の決済システム、サービスの提供、システム運用業務等を行う。

○目黒区商連の「めぐもポイント」PASMO決済・ポイントカードシステムスタート

2009年 大丸有エコポイント(三菱地所・JR東日本)などへシステム提供

2010年 公益社団法人日本テニス事業協会加盟のテニスクラブ、テニススクールへの決済システム導入開始

2011年 マルチ決済サービス「JASPAS1(One)」販売開始

2013年 ペイジー口座振替受付サービス「リターンエース」の提供開始

2015年 三菱UFJニコス（J-Mups)、東急グループ（TOKYUポイント）との連携開始

※合計約1,000店舗へ決済サービスを提供

4　高速データ通信サービスの普及による地域情報化

（１）現状

インターネット環境を整備することは、地域の暮らしや児童・高齢者の見守り、学校などのネット利用、交通機関の運行情報等、地域住民に対して行政や民間事業者が情報の発信を行う上でも必要不可欠です。

これまでも、携帯電話やモバイル端末（スマートフォンやタブレット）等の普及により、無線で手軽にインターネットを利用した情報収集ができました。しかし、スマートフォン等のユーザー数や扱うデータ通信量の増加により、通信回線がひっ迫し、満足のいくインターネット接続ができない事例が発生しています。安定した通信環境が確保できることは、安全・安心な暮らしのためにも重要な要素となります。

例えば、国は地域の公共サービスの向上やインターネット環境の条件不利地域を解消する視点から、「地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域ＢＷＡシステム[1]）」により専用周波数を設け、「地域の公共の福祉の増進」を目的とした高速データ通信サービスを実施しようとする民間事業者等に、この周波数帯の使用を認可しています。

目黒区においても、民間事業者等との連携を視野に入れ、このようなシステムを有効利用することで、区民等に安定した通信環境や適切なコンテンツを提供することに取組む必要があります。

（２）課題

独自の地域高速データ通信サービスを構築する際には、区や情報通信業者だけではなく、関係機関がそれぞれ連携し、必要な調整を行わなければなりません。コンテンツの内容についても十分な検討が必要です。同時に、システムを取り入れるだけではなく、その適正な有効活用を図らなければなりません。区としては、有効なコンテンツを提供するだけでなく、多くの区民の皆様にご利用いただくようシステム利用を周知し、利用促進を図っていく必要があります。

---

[1] 地域ＢＷＡシステム　…　ＢＷＡとは、Broadband Wireless Access（広帯域移動無線アクセス）を指す。2,575ＭＨｚを超え2,595ＭＨｚ以下の周波数の電波が割り当てられている。無線通信の高度化への期待及びニーズが高まる中、電波のひっ迫状況を解消するため、総務省が固定周波数を割り当て、地域の公共サービスの向上や条件不利地域を解消し、地域の公共の福祉の増進に寄与するために構築した電気通信業務用の無線システム。（総務省　「地域広帯域移動無線アクセスシステム」及び「電波政策ビジョン懇談会」ホームページより抜粋）

（３）今後の展望

地域高速データ通信サービスを利用することで、災害時には、避難情報や災害安否情報の迅速な情報提供、平常時には、身近な暮らし情報やイベント情報、交通機関の運行状況、児童や高齢者の見守りサービス、商店街アプリ等に活用するなど、様々なコンテンツを提供して無線通信による便利な地域のポータルサイトを構築することができます。

今後は、ウェアラブル端末等にも活用され、新たなＩＣＴサービスの提供や新産業の創出につながることも予測されています。これからのＩＣＴの進展や利用動向の変化について見据えつつ、検討していきます。

図９　地域情報化・ＩＣＴの取組み

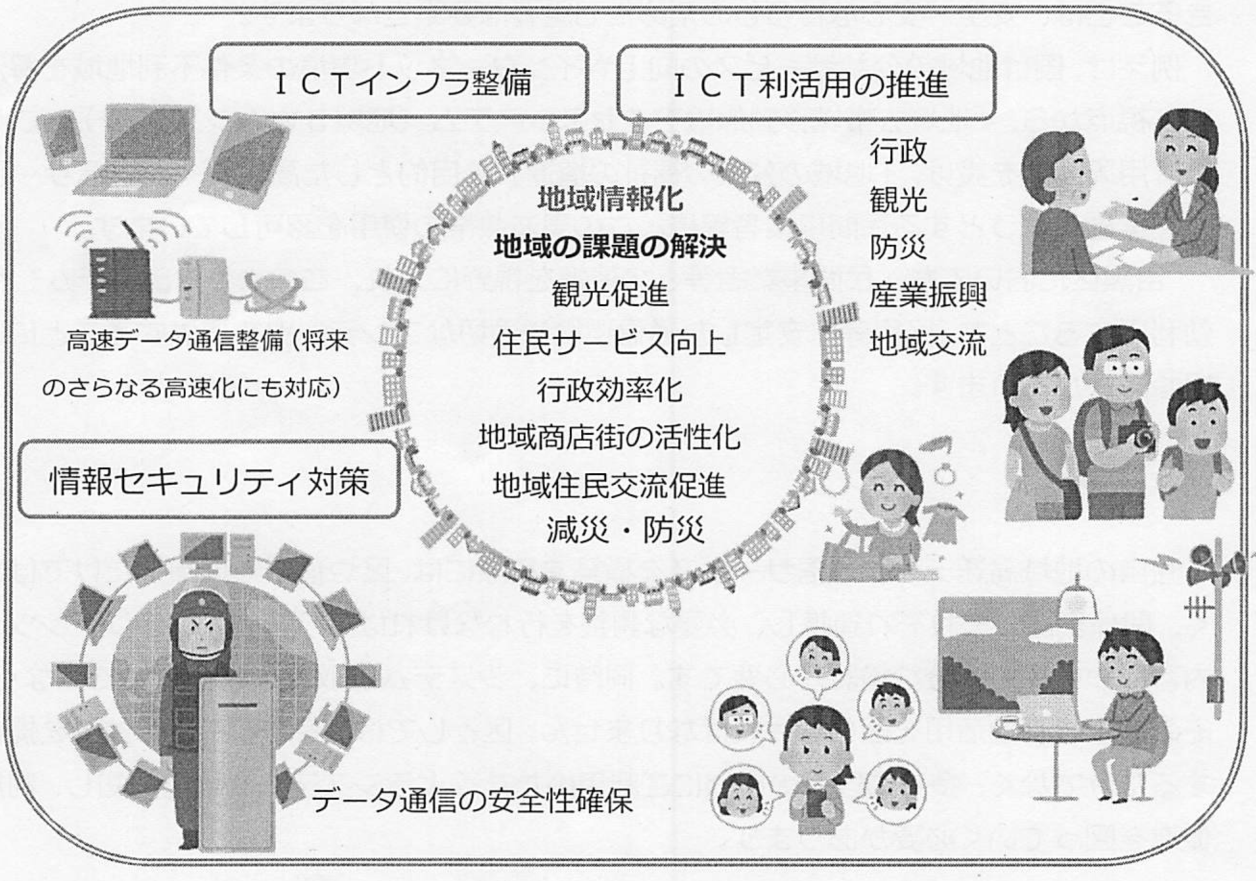

地域ＢＷＡシステムの整備及び公共サービスに関する協定

目黒区（以下「甲」という。）とＪＡＳＰＡＳ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

１条　この協定は、高速データ通信システムを活用した公共サービスを実現し、地域住民等の利便性の向上に資する基盤の一つである、目黒区における地域広帯域移動無線アクセス（以下「地域ＢＷＡ」という。）の整備について、甲と乙の連携に必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲は、高速データ通信を活用した公共サービスの実現に寄与する地域ＢＷＡシステムの整備に賛同する。

２　乙は、次の各号に定めるところにより地域の安全・安心や利便性の向上に資するよう、次項のとおり地域ＢＷＡシステムの整備に努め、地域の商店街等と連携の上、災害時の災害情報提供の基盤を構築するとともに、平時においては地域の生活や利便性の向上に有益な情報提供の基盤を構築する。

（１）　大規模災害の発生時には、住民や地域に滞在する方々に対し、避難経路や災害情報が地域ＢＷＡを通じて提供され、安全性が向上すること。

（２）　平時には、地域ＢＷＡを通じ、商店街での催しや住民への周知事項など、地域に有益な情報が提供され、住民生活や地域経済の利便性が向上すること。

３　目黒区における公共の福祉の増進のため、乙は甲と連携の上、平成２９年○月を目途に一部地域において地域ＢＷＡシステムを整備し、前項各号に定めるところによりサービスの提供を開始するとともに、その後３年後を目標に、サービス提供エリアを甲の全地域に拡大し、サービスの利用を可能とすべく整備を進める。

４　乙は、地域ＢＷＡシステムの整備及び運営に関する一切の責任を負い、甲に対して費用負担を求めないものとする。

５　甲は、高速データ通信を活用した公共サービスの具体化に当たっては、区民の利便性や費用対効果等を考慮し、地域ＢＷＡシステムの活用も含め、地域情報化について総合的な検討を行うものとする。

（協議）

第３条　本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲及び乙のいずれかからも申し出がないときは、引き続き１年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲は、乙の地域ＢＷＡ無線局免許の有効期間（免許の日から５年を超えない範囲内において総務省令で定める期間）満了に当っては、高速データ通信基盤の整備状況や公共サービスの実施状況等を踏まえ、協定の見直しについて事前に協議するものとする。

甲及び乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ押印の上、各１通を保有する。

平成２８年○月○日

所在地・役職・氏名　　等